



彼岸花

阪田会計だより

発行人
公認会計士・税理士
阪田 真二

〒567-0827
茨木市稻葉町5-14
TEL 072(634)4331㈹
FAX 072(632)1828

9月

(長月) SEPTEMBER

21日・敬老の日
22日・秋分の日

日	13	27
月	14	28
火	15	29
水	16	30
木	17	・
金	18	・
土	19	・
日	20	・
月	21	・
火	22	・
水	23	・
木	24	・
金	25	・
土	26	・

9月の税務と労務

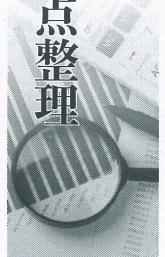
- | | | |
|-------------------------------|-------|---|
| 国 税／8月分源泉所得税の納付 | 9月10日 | 9月30日 |
| 国 税／7月決算法人の確定申告(法
人税・消費税等) | 9月30日 | 国 税／10月、1月、4月決算法人の消
費税等の中間申告(年3回の
場合) |



ワンポイント 新型コロナに伴う助成金の課税関係

国等からの助成金の課税関係は、その助成金の事実関係により異なります。新型コロナウイルス感染症対応休業支援金や特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金などは非課税とされますが、持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金などは事業所得や雑所得等として課税対象となります。

～人生一〇〇年時代に向けて～ NISA制度に関する論点整理



令和二年度の税制改正によりNISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の制度改正及び適用期限の延長が決まっています。しかし、同制度が経済成長に必要な資金の供給を促すとともに、人生一〇〇年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援する土台になるには、普及率一〇%台前半といふべきです。

そこで、令和二年度改正も盛り込んで、ポイントを整理してみます。

1 創設の趣旨と変化

NISAは、平成二十六年一月、証券優遇税制を廃止して配当・譲渡益の税率を一〇%から二〇%へ引き上げる際の激変緩和措置の役目も担い導入されました。そのような経緯から、時

限立法として成立したため、制度内容が複雑となっています。これまで、日本では個人資産を形成するには、銀行や郵便局に預けて利息を得るということに長く一般的でしたが、超低金利が続き、利息で資産を増やすことは難しくなり、国が新しい価値観として資産を「運用する」ことを勧めました。そこで、資産運用に対するハードルを下げるため、個人投資家への税制優遇制度として考えられていていますので、ここ数年来、制度の恒久化が検討されています。しかし、令和二年度税制改正でも、結論が出ず延長となつたのが実情のようです。

2 NISAの種類

現在、NISAには、①成年を対象とした「(一般)NISA」、②積立投資に特化した「つみたてNISA」、そして③未成年を対象とした「ジュニア未

い」とおりです。なお、対象となる金融商品はいくつかありますが、すべてが購入できるというわけではなく、口座を開設した金融機関によつて購入できる商品が異なりますので、あらかじめ口座開設前に取扱金融商品を確認してください。また、手数料も金融機関によつて異なりますので、注意が必要です。

4 NISAのメリット

NISA口座において行う株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金や売却益が非課税とされていることです。

例えば、一〇〇万円で購入した株を一五〇万円で売却すると、売却益の五〇万円に対しても、通常約二〇%の一〇万円ほどの所得税・住民税が課税されます。これが非課税となります。

5 NISAのデメリット

一般の総合証券口座は複数所有することができますが、所持NISA口座は一人一口座に限定されています。これは、投資限度枠の一〇〇万円をわざりやすくすることが大きな理由です。ただし、一年単位で取扱金融機関を変更することができます。また、口座内で取引した損益は他の口座（特定・一般）との損益通算は認められていま

NISA」の三種類がありますが、ここでは、「(一般)NISAについてみておきます。

3 取引できる金融商品

取引できる金融商品は、図表1のとおりです。

●対象となる金融商品	●対象とならない金融商品
株式投資信託	非上場株式
国内株	預貯金
外国株	債権
国内 ETF	公社債投資信託
海外 ETF	MMF・MRF
ETN（上場投資証券）	e ワラント
国内 REIT（J-REIT）	上場株価指数先物
海外 REIT	FX（外国為替証拠金取引）
新株予約権付社債（ワラント債）	金・プラチナ など

せん。

6 非課税投資枠の取扱い

非課税対象となる五年間を迎えた場合には、次の三つの方法があります。

- (1) 翌年の非課税投資枠に移すことなどでさらに五年間非課税対象とすることができます。これを「ロールオーバー」といいます。ロールオーバーには、上限金額の設定がないので、時価が一二〇万円を超えている場合でも、移せます。
- (2) 課税口座に移し、空いた非課税枠により有利と思われる別の金融商品を設定します。
- (3) 非課税期間が終了する前に売却します。値上がり益を確定させ、翌年は新しい金融商品を設定します。

7 令和二年度税制改正におけるNISA制度の改正点

金融庁では、毎年の税制改正要望でNISAの恒久化を要求していましたが、令和二年度税制改正でも恒久化措置は執られず、延長とともに制度の見直しがされています。

金融庁資料より

(1) 図表2 【NISA改正のイメージ】

新・NISA(2024年から5年間) いずれかを選択		つみたてNISA(5年間延長)
年間の投資上限額	2階 102万円 1階 20万円	40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間(終了後は「つみたてNISA」への移行可能)	20年間
口座開設可能期間	令和5年(2023年)まで→令和10年(2028年)まで(5年間措置)	令和19年(2027年)まで→令和24年(2042年)まで(5年間延長)
投資対象商品	2階 上場株式・公募株式投資信託等(一部を除く) 1階 つみたてNISAと同様(積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等)	積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等

2 一般NISAから

現行の一般NISAへ

年から二階建ての「新NISA」に衣替えして、口座開設可能期間が令和十年まで五年間延長されます(図表2)。

一階部分は非課税枠が年間二〇万円で、投資できる商品はつみたてNISAと同じ商品となります。また、二階部分は非課税枠が年間一〇二万円で、株式などに投資できます。

ただし、資産形成に不向きな一部の高リスク商品は制限されます。そして、利用するには一階部分の投資を行うことが原則とされています。

そのため、平成三十年に開始した方は最大で八〇〇万円の積

み立てが可能ですが、令和元年から開始した方は七六〇万円といふように運用開始が遅くなればなるほど、全体の非課税枠が少なくなるという不公平感がありました。改正では、令和五年まで二〇年の積立期間が確保され、当面、この問題は回避されました。が、今後の見直しに注意が必要です。

8 今後のNISA制度の行方

「ジュニアNISA」については利用者が少ないため、投資期間は延長されず、新规の未成年者口座の開設期間が令和五年をもって終了となります。

(3) ジュニアNISAは廃止

「ジュニアNISA」については利用者が少ないため、投資期間は延長されず、新规の未成年者口座の開設期間が令和五年をもって終了となります。

自動車重量税

使用済自動車に係る廃車還付制度

自動車重量税は、主に自動車の重量によって課税される国税で、車検を受けて車検証の交付の際に、車検証の有効期間分の自動車重量税をまとめて支払います。

支払った自動車重量税は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づいて使用済自動車が適正に解体された場合、申請により車検残存期間に相当する自動車重量税額が還付されます。

還付の条件として、①解体を事由とする永久抹消登録申請書又は解体届出書を運輸支局等に提出すると同時に還付申請書を提出したものであること及び②車検残存期間が1か月以上あることを満たす必要があります。

還付申請は、使用済自動車の最終所有者が、リサイクルのためにディーラーなどの

引取業者へその使用済自動車を引き渡し、その後、引取業者から使用済自動車が解体された旨の連絡を受けた後に行います。

具体的には、「解体を事由とする永久抹消登録申請」又は「解体届出」の手続の際に、永久抹消登録申請書又は解体届出書と一緒にとなった様式の還付申請書に、還付申請に係る必要事項を記載の上、運輸支局等の窓口へ提出することによって行います。

これは、申請者の負担軽減の観点から、自動車の登録抹消手続と税の還付手続を一括して行うこととしているもので、還付申請書は、運輸支局等における所要の手続が完了した後に、運輸支局等から所轄税務署に引き継がれます。

還付期間は、上記により引き継がれた還付申請書が、所轄税務署において、還付金の支払いを適正に行うための審査など、所要の手続の関係から、還付申請書の運輸支局等への窓口提出後、所轄税務署長により還付金が支払われるまでに概ね2か月半程度かかることが一般的のようです。

非常用フリーズドライ食品の損金算入時期

近年、災害等が増えていることから、災害時に備え非常用食料品を用意する企業が増えています。なかでも、長期備蓄ができるフリーズドライは人気があるようです。

このフリーズドライ食品は、長期間の保存ができるものであっても、次の理由から、備蓄時に事業供用があったものとして、その時の費用の額(消耗品費)に算入できます。

- ① 食料品は、消耗品としての特性をもつものであること
- ② その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は、減価償却資産や繰延資産などに含まれないこと
- ③ その食品が棚卸資産の範囲に掲げる「消耗品で貯蔵中のもの」であっても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること
- ④ 類似物品として、消火器の中味は取替え時の費用として取り扱っていること

消費税の課税の対象

消費税の課税の対象となる取引は、「事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等」であります。また、その性質上、事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡等も含まれます。したがって、販売用の商品だけなく事業に使用していた建物や機械・車両等の事業用資産の譲渡にも課税されます。例えば、賃貸用や店舗用の建

物を譲渡した場合にも、消費税の課税対象となります。しかし、「事業者」であっても生活用資産の譲渡は、「事業として」行うものではないので消費税の課税の対象になることはありません。そのため、事業者が居住している家屋を譲渡したとしても、その譲渡は「事業として」行うものではないことから、消費税の課税対象となりません。